

見附市地域公共交通計画策定業務
及び
見附市利便増進実施計画策定業務
プロポーザル実施要領

令和8年4月
見附市

目次

- I. 本事業の目的
- II. 業務委託の概要
 - 1 委託の概要
 - 2 スケジュール
- III. 本プロポーザルの参加意向表明
 - 1 参加資格要件
 - 2 参加表明書等の提出
 - 3 提案書の提案内容
 - 4 提案書等の作成上の留意事項
 - 5 質問受付及び回答
 - 6 提案の辞退
 - 7 プレゼンテーションの実施
- IV. 優秀提案者の選定
 - 1 審査及び評価
 - 2 審査結果の通知について
 - 3 留意事項
- V. 契約
 - 1 契約
- VI. 情報公開

参考資料

I. 本事業の目的

当市では、令和3年3月に見附市地域公共交通計画（計画期間：令和3年度～令和8年度の6年間）を策定し、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を目指すマスタープランとして公共交通施策に取り組んできた。しかしながら、高齢化等により公共交通の需要は高まっているが、供給する交通事業者側はドライバーの高齢化や新たな担い手の不足により現状のサービスレベルの維持が困難な状況になってきている。また、新たな課題として、令和7年度に策定した「見附市学校適正配置計画」に基づき学校の再配置を進めるにあたり、児童・生徒の登下校時の移動手段を確保していく必要がある。

そういった状況に対応すべく、市に存在する交通資源をフル活用し、持続可能な公共交通体系を構築していくための検討を進めていくところである。

これらを踏まえ、本業務では、令和9年度からの5年間の見附市の公共交通のあり方を整理し、今後より一層深刻化するドライバー不足や学校の再配置により生じる子どもの移動

手段確保等の地域の課題を見据え地域の実情に見合った持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、見附市地域公共交通計画の策定を行うとともに、併せて利便増進実施計画を策定する事で効果的な施策の検討を行うために本プロポーザルを行うものである。

II. 委託業務の概要

1 委託の概要

(1) 業務名称

見附市地域公共交通計画策定業務

見附市利便増進実施計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「見附市地域公共交通計画策定業務及び見附市利便増進実施計画策定業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 事業費限度額

(ア)見附市地域公共交通計画策定業務

4,609,000円(消費税及び地方消費税含む)

(イ)見附市利便増進実施計画策定業務

781,000円(消費税および地方消費税含む)

※支払いについては、業務終了後に指定口座に一括払いとする。

(5) 業務担当課及び書類等の提出先

担当部署：新潟県見附市 都市環境課 地域交通係

住 所：〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

連絡先：0258-62-1700(内線161)

E-mail：tokan@city.mitsuke.niigata.jp

(6) 契約方法

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 スケジュール (なお、都合により変更する場合がある。)

項目	日程
実施要項等の公表	令和8年4月6日(月)
質問書の受付期限	令和8年4月16日(木)
質問書への回答期限	令和8年4月21日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年4月30日(木)17時
プレゼンテーション(選定委員会)	令和8年5月12日(火)
結果通知	令和8年5月中旬
契約締結(予定)	令和8年5月下旬

Ⅲ. 本プロポーザルの参加意向表明

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)、又は複数の法人等により構成される団体(以下「共同体」という。)とし、個人での応募は受け付けない。

共同体で応募する場合は共同体の代表法人等を定めることとし、市と事業者の契約の締結にあたっては、共同体の構成員全てを契約当事者とするが、各団体の役割や責任分担を明確にすること。選定後の協議は、代表法人等を中心に行うが、契約に関する責任は、共同体の構成員全てが負うこととする。なお、参加者(共同体の構成員を含む)は次に掲げる全ての要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 本業務の実施について、市の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、十分な提案能力及び過去5年間において、地方公共団体が発注した地域公共交通計画の策定実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の規定に該当していない者及び見附市の参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - (ア)新潟県見附市暴力団排除条例(平成24年条例第56号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員
 - (イ)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している法人又は個人
 - (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - (エ)役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して市均等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している法人又は個人
 - (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

2 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の通り参加表明書等を提出すること。
なお、共同体による参加の場合、共同体構成員は全ての書類を提出することとし、代表法人等はその旨を商号又は名称に付記すること。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木) 17時まで
郵送の場合は4月30日(木) 必着

(2) 提出書類および提出部数

(ア)参加表明書(第1号様式)	正本1部
(イ)会社概要書(第2号様式)	正本1部 副本7部
(ウ)業務実施体制表(第3号様式)	正本1部 副本7部
(エ)業務実績書(第4号様式)	正本1部 副本7部
(オ)企画提案書(任意様式)	正本1部 副本7部
(カ)業務工程表(任意様式)	正本1部 副本7部
(キ)見積書(任意様式)	正本1部 副本7部
(ク)暴力団の排除に関する誓約書(第5号様式)	正本1部

※(キ)については、Ⅱ1(4)(ア)(イ)を各々の見積書で提出すること。

(3) 提出先及び提出方法

Ⅱの1(5)の業務担当課(見附市 都市環境課)に直接持参又は郵送の方法による。郵送により提出する場合は、指定の期日までに必着とする。(封筒の表に見附市地域公共交通計画策定業務プロポーザル参加表明書在中と朱書きすること。)

3 提案書の提案内容

本プロポーザルにおける業務の提案内容は、見附市地域公共交通計画策定業務及び見附市利便増進実施計画策定業務委託仕様書に示す業務(以下「業務」という。)について具体的に提案すること。

また、業務に係る実施体制、作業工程、時間的要素、必要事項、手法について具体的に提案すること。

4 提案書等の作成上の留意事項

(1) 用紙サイズ等

日本工業規格「A4判」を基本とし、左綴りとする(「A3判」を使用する場合は、折綴り)。2(2)のア～クの順でとじ込み、インデックス等の見出しを付すること(背表紙付きのファイルブックなどの使用可)。

(2) フォント

10.5ポイント以上、書体は、任意とする。

(3) 言語、通過及び単位

日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(4) その他

(ア)提案文書の提出は、1事業者につき1提案のみとする。

(イ)文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等は、使用可能とする。

(ウ)本プロポーザルにおいて提出される提案書等は、参加事業者の提案内容を示す

ものとしての評価の対象とするが、実際の調査業務においては、随時調整、修正を求める予定である。そのため、具体的かつ詳細な作業においては、提案された内容を基本としつつ、契約締結後に発注者と必要かつ十分な協議を重ねて進めることを念頭に、提案書等を作成すること。

5 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は以下のとおりとする。なお、口頭又は電話による質問については対応しない。

(1) 質問受付期限

令和8年4月16日（木）17時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（第6号様式）により、電子メール（PDFデータで添付）により業務担当課へ送信すること。電子メールの表題は「見附市地域公共交通計画策定業務質問表（事業者名）」とし、送信後、業務担当課に送信確認の電話をすること。なお、電子メール以外の方法は受け付けない。

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

(ア)本プロポーザル実施要綱及び本プロポーザルに係る内容以外の質問

(イ)上記(1)(2)を遵守しない質問

(ウ)質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

(4) 回答

質問書に対する回答は、令和8年4月21日（火）17時までにホームページに掲載する予定。

なお、本プロポーザルによる受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

6 提案の辞退

提案を辞退する場合は、令和8年5月7日（木）17時までに辞退届（第7号様式）を提出すること。

7 プレゼンテーションの実施

提案内容について、個別のプレゼンテーションを実施する。

IV. 優秀提案者の選定

1 審査及び評価

(1) 審査方法

提案書等及び別に通知するプレゼンテーションの内容について、Ⅳの1(3)の失格事項に該当しない提案者を対象に別に定める審査項目に従い、審査を行う。なお、審査は、全て非公開とする。

(2) 審査体制

審査は、見附市職員で構成する選定委員会が行う。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア)Ⅲの1に掲げる「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(イ)Ⅲに掲げる提案書等の提出等を遵守しない場合

(ウ)提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合

(エ)見積額が事業費限度額を超えている場合

(オ)見積額が事業費限度額の3割を下回った場合

(カ)選定委員会の委員又は市職員関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合

(キ)審査において、プレゼンテーションに参加できない場合

(ク)その他選定委員会が不適格と認めた場合

(4) 審査内容

選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容についてⅣの(5)審査項目の「審査基準表」に基づき、総合的に審査・評価を行い、優先提案事業者を選定する。

なお、参加事業者が1事業者の場合であっても、事業実施の適格性を審査し、選考を行う。

審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

但し、契約締結交渉が短期間であるため、第1報は、翌日までに電子メールで連絡し、正式な書面は、後日送付することとする。

① 審査日

令和8年5月12日(火)

② 場所

見附市役所4階 大会議室

③ 説明資料

プレゼンテーション当日における新規資料の配布は認めない。

なお、配布可能な資料は、事前に提出された提案書と同一のものに限る。

④ 時間の割り振り

1 提案者のプレゼンテーション時間は20分以内、質疑は10分以内とする。

⑤ 留意事項

- 会場への入室は3名以内とする。

- 外部とのネットワークは、使用できないものとする。(デモを実施する場合はその限りではない。)
- 投影を行う場合は、本市がプロジェクター、スクリーン、電源タップ、HDMIケーブルを用意する、ただし、本市が用意した機器の不備や故障が発生した場合、利用できないことがある、なお、プロジェクター等の利用申出は、4月24日(金)までに業務担当課に申し込むこととする。
事業者による機材の持ち込みも可能とする。

(5) 審査項目

下記の「審査基準表」により審査・評価を行い、各委員の評価点数の平均点が60点を超えているもののうち、最も点数が高い参加事業者を最優秀提案者として選定する。
併せて次点優秀提案者も選定する。

審査項目	審査基準	配点
プレゼンテーション	○提案者の理解度、意欲、的確な質疑応答ができているか。 ○積極的に取り組む姿勢があるか。	10
見積価格	見積書合計価格をもとに、下記の式により算出する。 評価点=25 [配点] × (最低見積価格÷見積価格)	20
業務実績	○地方公共団体において同種又は類似業務実績を有しているか。	10
実施体制	○業務を確実かつ迅速に実施できる体制が整っているか。 ○追加の業務が発生した場合にも対応できる体制が整っているか。	10
企画提案内容	○見附市の現計画や上位計画、市の現況を踏まえた課題認識が整理されており、その内容が提案に反映されているか。 ○市が特に課題と捉える以下3点について有効な提案内容となっているか。 ①運転手不足等による既存公共交通のサービス供給力の低下が懸念される中での持続可能な交通体系整備 ②学校再配置により生じる児童・生徒通学時の移動手段確保 ③夜間の移動手段の確保 ○上記を踏まえ利便増進計画に掲げる事業が提案されているか。	50
合計		100

2 審査結果の通知について

- (1) 審査結果は、契約締結交渉が短期間であるため、第1報で翌日までに電子メールで連絡し、正式な書面は、後日送付することとする。

- (2) 審査内容及び結果、その他プロポーザルに関して一切異議申し立ては出来ないものとする。また、契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。

3 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提出書類等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用等は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類等は、返還しない。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類等については、必要な範囲において複製を作成することがある。
ただし、本プロポーザルに関する公表等及び市が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項
- (ア) 書類の差替え
提出後の書類の差替え等、再提出は受け付けない。
- (イ) 提案書類等の提出の際に発生した汚損・破損等
提案書類等の提出の際に発生した汚損・破損等については、市は、一切の責任を持たない。
- (6) 異議申し立て
審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

V. 契約

1 契約

(1) 契約方法

市は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、次点の優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

(ア) 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合

(イ) 本プロポーザル終了後、失格事項（Ⅳの1(3)参照）が判明した場合

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当となった場合

(2) 契約金額

業務金額は、Ⅱの1(4)で示す金額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。

VI. 情報公開

このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、見附市情報公開条例（平成 11 年条例第 20 号）に基づき提出書類の公開について判断することとする。